

川崎市保育料金額表(月額)

(単位：円)

階層区分	定義	認可保育所、認定こども園(3号) 小規模保育(A型)、事業所内保育(保育所型)				小規模保育(B型) 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育 小規模保育(C型)		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間		基本 保育料	第2子	
		3歳未満児保育料										
		基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	基本 保育料	第2子	
A	被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400	19,500
C2	市民税所得割相当額(※) 5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	
C3	5,000円以上 48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900	
C4	48,600円以上 50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500	6,500	3,250	6,400	3,200	4,900	2,450	30,000
C5	50,400円以上 60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,400	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750	
C6	60,000円以上 70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	
C7	70,800円以上 84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800	
C8	84,600円以上 97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	17,600	8,800	17,300	8,650	14,100	7,050	
C9	97,000円以上 108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600	20,600	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200	
C10	108,600円以上 123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450	44,500
C11	123,000円以上 138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350	26,600	13,300	26,200	13,100	21,300	10,650	
C12	138,600円以上 154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250	29,800	14,900	29,300	14,650	23,800	11,900	
C13	154,200円以上 169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	33,000	16,500	32,500	16,250	26,400	13,200	
C14	169,000円以上 183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	36,200	18,100	35,600	17,800	28,900	14,450	61,000
C15	183,900円以上 204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	40,000	20,000	39,300	19,650	32,000	16,000	
C16	204,600円以上 234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400	
C17	234,600円以上 258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	45,600	22,800	44,800	22,400	36,500	18,250	
C18	258,600円以上 276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900	
C19	276,600円以上 301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700	48,400	24,200	47,600	23,800	38,700	19,350	
C20	301,000円以上 321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950	80,000
C21	321,700円以上 341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	56,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	
C22	341,200円以上 366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350	
C23	366,700円以上 397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350	59,200	29,600	58,200	29,100	47,300	23,650	
C24	397,000円以上 475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050	65,200	32,600	64,100	32,050	52,100	26,050	104,000
C25	475,300円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	66,200	33,100	65,100	32,550	52,900	26,450	

注1 市民税所得割相当額(※)

川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、県費教職員の給与負担事務の移譲に伴う税源移譲により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から8%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%相当に換算の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。

注2 3歳以上の保育料は無料です。

注3 この表の市民税の額は、令和5年4月～8月分保育料については、世帯の令和4年度市民税額の年額、令和5年9月～令和6年8月分保育料については、世帯の令和5年度市民税額の年額となります。

注4 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です(41ページのひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子どもの年齢制限が撤廃されています。)

注5 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第3子以降をいいます。

注6 児童の年齢が年度途中で満3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注7 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)